

## 第14回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年7月30日(月)午後1時30分から午後2時40分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
14番 高山 重人 15番 親谷 隆  
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 現況証明について
  - 第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第6 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第7 農地法第7条第1項の規定による報告について
  - 第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第9 平成30年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について
  - 第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 第11 7月5日の大雨に伴う農業関係の被害状況について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

- 議 長**           ただいまの出席委員は、15名です。定足数に達しておりますので、これから第14回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。それでは、日程にしたがって進めて参ります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員**           異議なし。
- 議 長**           それでは、14番高山委員と15番親谷委員を指名いたします。日程第2、会期の決定についてを議題とします。本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全委員**           異議なし。
- 議 長**           異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。日程第3、諸般の報告についてを議題とします。第13回の総会以降の諸般について、報告いたします。今回は特にありません。以上で諸般の報告を終わります。日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。初めに、NO1からNO2について、上程いたします。担当調査員から順次、調査の報告をお願いします。
- 2番  
(近藤委員)**       NO1の件です。場所につきましては、〇〇がありますけども、〇〇のすぐ下、町道のすぐ脇で、〇〇さんと〇〇さんの農地のちょうど間であります。私と山田委員、杉本委員の三名で現地確認しまして、農地と農地以外の山林との顕在している状態でありました。だいたい半々くらいに農地と農地以外となっておりますので報告いたします。以上です。
- 11番  
(吉田委員)**       NO2の件です。7月19日に私と岩間委員と安田委員で現地を確認してきました。場所につきましては、町道〇〇線から町道

〇〇線に入りまして、〇〇宅から細い農道に入りまして、突き当たりの場所になります。現状は太い木も生えておりまして、農地以外と判断いたしました。以上です。

議 長                   これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員                   ありません。

議 長                   質疑なしと認めます。議案第1号は、調査員の報告を承認し、  
証明書を交付することとします。

                  日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知  
                  についてを議題とします。

                  NO1からNO2について、一括、上程します。事務局から説明  
                  願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号

                  農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、  
                  農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理  
                  の可否について、議決を求める。

                  平成30年7月30日提出、蘭越町農業委員長名。

                  NO1、貸主は〇〇番地〇 〇〇さん、借主は〇〇番地〇 〇  
                  〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は  
                  平成23年6月30日から平成33年11月30日までで農地法  
                  によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成30年7月  
                  23日、土地引渡の日は平成30年7月30日です。解約の理由  
                  は、契約相手を変更するため、解約するものです。

                  NO2、貸主は〇〇番地〇 〇〇さん、借主は〇〇番地〇 〇  
                  〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成2  
                  5年4月26日から平成30年11月30日までで農地法による  
                  ものです。解約成立年月日と通知年月日は平成30年7月25日、  
                  土地引渡の日は平成30年7月30日です。解約の理由は、離農  
                  するため解約するものです。

議 長                   NO1からNO2について、順次、担当委員の補足説明を願いま  
                  す。

12番  
(椿委員)

NO1の案件です。内容については事務局説明のとおりです。場所については、〇〇〇のちょうど裏側の一筆になります。〇〇番原野となっておりますが、これは畑として利用しております。〇〇番〇も畑として利用しておりますが、今回契約相手を変更するため解約するものです。第3号の案件にも出てきます。よろしくをお願いします。

8番  
(山田委員)

NO2の件です。〇〇さんと〇〇さんの件ですが、〇〇さんが離農するということで、場所は〇〇さんの住宅のちょうど裏にあたる場所です。〇〇さんの住所は〇〇になっていますけど、もともと〇〇に住んでいましたが、〇〇〇さんの横で〇〇〇やっていたからでございます。よろしくをお願いします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。  
本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第2号は、原案のとおり受理することとします。  
日程6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
NO1について、上程します。事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号

農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成30年7月30日提出。蘭越町農業委員長名。

NO1、貸主は〇〇番地〇 〇〇さん、借主は〇〇番地〇 〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成4

0年7月29日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明をお願いします。

12番  
(樁委員)

第2号の案件に出てきた案件でございます。〇〇さんと〇〇さんが解約して、新たに〇〇さんが借りるということです。内容については、先ほどのとおりでございます。よろしくお願ひします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第3号は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第7、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。事務局から説明願ひします。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号

農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。平成30年7月30日提出。蘭越町農業委員長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認をさせていただきます。

別紙、農地を所有できる法人の要件等の見直しをご覧ください。

平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人とな

りました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。事業要件は、売上高の過半が農業であること。構成員・議決権要件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役員の過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

番号1、平成30年6月22日付けで〇〇〇より平成29年3月1日から平成30年2月28日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

また、平成30年6月25日付けで〇〇〇、〇〇〇、7月3日付けで〇〇〇、同月6日付けで〇〇〇、同月9日付けで〇〇〇より平成29年1月1日から平成29年12月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。

同月11日付けで〇〇〇より平成29年4月1日から平成30年3月31日事業年度の農地所有適格法人報告書の提出がありました。内容については、記載のとおりとなっております。

事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明があり、各項目毎の要件について確認をしたとのことではありますが、報告内容について、質疑ありませんか。

9 番  
(岩間委員)

NO7の件、〇〇〇さんの農業ソバ・イモ・大豆・小麦、農業に該当しない事業なしとなっておりますが、〇〇〇もやっている。あれは、農業に該当しない事業にはならないのか。

事務局  
(谷口局長)

〇〇関係は、〇〇にしてやるということで、6次産業化に該当すると思いますので、農業関連事業ということで捉えてよろしいと思います。以上です。

議 長

他にありませんでしょうか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認して結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、本案については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1～NO8について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第5号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成30年7月30日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇 〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇 〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年8月6日から平成33年8月5日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇 〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇 〇〇さん、土地は、〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年8月6日から平成36年8月5日までの6年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、

契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇 〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇 〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年8月6日から平成35年8月5日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇番〇は共済水張面積価格〇〇〇円、その他〇筆分は、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇 〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇 〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年12月1日、対価の支払期限は平成30年11月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇 〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇 〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成3



0年8月6日から平成40年8月5日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇 〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇 〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田は〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも平成30年12月1日、対価の支払期限は平成30年11月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。

なお、こちらの農地は、住宅等により日当たりが悪く、条件が良いところと悪いところが混在しており、実際の使用可能な農地は少ないために、このような価格となっております。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借り受けしていた農地を買い受けするものであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇 〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇 〇〇さん、土地は、〇〇番〇外〇筆、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年8月6日から平成31年8月5日までの1年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロか

ら第4号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇番地〇 〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇番地〇 〇〇さん、土地は、〇〇番〇の内、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成30年8月6日から平成31年8月5日までの1年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、番号7番で説明したとおりの記載となっております。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1からNO8について、順次、担当委員の補足説明を願います。

16番  
(伊藤委員)

NO1、NO2、NO3について説明いたします。  
NO1の〇〇さんと〇〇さんの案件ですが、場所については、〇〇さんの住宅の周りの土地と道道を挟んで向かい側にある土地になります。NO2の〇〇さんと〇〇さんの件ですが、場所につきましては、町道〇〇線を〇〇側から入って行って、〇〇があるのですが、その向かいにある土地になります。NO3の〇〇さんと〇〇さんの案件ですが、場所につきましては、〇〇さん、〇〇さんの実家ですが、〇〇さん家の裏、山側にある土地になります。以上です。よろしくお願いいたします。

11番  
(吉田委員)

NO4の案件です。内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、町道〇〇線を入りまして、〇〇さん宅が右側に見えまして、その反対側の左側の農道を入った突き当りの一筆になります。よろしくお願いいたします。

1番  
(天水委員)

NO5の件ですが、内容は事務局説明のとおりです。場所は、〇〇線の〇〇さんの向かい辺りから、〇〇さんの辺りです。よろしくお願いいたします。

10番  
(杉本委員)

NO6についてですが、図面のとおり〇〇のたもと右側にあります。以上です。

8番  
(山田委員)

NO7とNO8でございます。〇〇さんと〇〇さんの件と、〇〇さんと〇〇さんの件です。〇〇さんと〇〇さんの件でございます。〇〇線にあたる〇〇に向かうルートに〇〇さんがあります、その〇〇さんの横の土地でございます。

NO8の件でございます。これは、〇〇さんの実家でございます。実家の住宅の裏にあたる土地でございます。よろしくお願ひします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。  
本案は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第5号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第9、議案第6号 平成30年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定についてを議題とします。

事務局から説明願ひます。

事務局  
(谷口局長)

議案第6号 平成30年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について平成30年7月30日提出。蘭越町農業委員長名。

皆さんのお手元の方に綴りで平成30年度の活動許可指針をお配りしております。お手元にご用意していただいて、私の方から、かいつまんでご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。平成29年度の総括ということで載せてございます。(1) 農業・農村を取りまく情勢ということですが、上から9行目、昨年度4月18日の低気圧による強風により、水稻ハウスをはじめ園芸ハウスの全壊、一部破損など甚大な被害に見舞われました。そのような状況を受けまして、農業委員会では5月10日付けで蘭越町長に復旧に係わる資材導入等に対する支援対策について要望書を提出した経過にございました。

以下作況、作柄について記載しておりまして、下から9行目辺りですけれども、このような中、農業経営主の高齢化、本町におい

ても農業経営の高齢化、労働力不足そうした離農により、担い手不足も深刻な状況になってございます。私の方からたびたび提案、説明をしておりますが、ただ今の本町の農業の数字の部分で見ますと、経営者の販売農家50%が60歳以上になっており、その方の経営農地が1,000haということになってございます。そうした中からも、ここ5年10年を見ると本当に深刻な状況が迫っているということでもあります。

2ページに移っていただきまして、農業委員会の体制でございます。昨年は改選期ということであり、平成28年4月に農業委員会制度の改正に伴いまして、農業委員の定数を1名増として15名として今の体制で去年の7月からスタートしております。

ページをめくっていただきまして、4ページになります。系統組織活動と蘭越町農業委員会との関わりということで、まず、北海道農業会議です。北海道選出国會議員要請集会、農政に関わる要望活動ということで、毎年、全道の農業委員会と共に国會議員の方へ要請活動をしております。また、後志地方連合会の方、山麓地区農業委員会協議会とも連携いたしまして、北海道4区選出国會議員への要望活動も行っております。当委員会からも皆様の方から、数項目にわたって要望した経過にございます。2. 法令業務実績、農地の流動実績につきましては、4ページから12ページまで記載しておりますので、のちほどお目通しをお願いします。

13ページに移っていただきまして、7. 平成30年度の重点活動目標ということで、(1) 重点活動目標の設定ということで文章を書かさしていただきました。大きくは、昨年度と変わっておりませんが、1つ目として、上から5行目・平成28年4月に施行された「農業委員会等に関する法律」、農地利用の最適化を強化するという内容になっております。本町においても先ほど申し上げたとおり、深刻な状況が迫っているということで、農地利用集積の促進、農地・担い手に対する対策を更に進めていかなければならないかと思えます。農業・農村を取り巻く環境は、と綴っておりますけれども、国際情勢に対する対応ということですが、日EU・EPA等など、厳しい交渉が強いられている状況にあります。CPTPPの動向についても注視していかなければなりませんけれども、例年の活動としても農業会議あるいは、地方連と協力して活動しておりますけれども、将来に渡って実効性と継続性のある一貫した基本政策の確立と展開を望む要望書の提出、これを徹底して、地方連・農業会議と連携して取り進めていかなければならないということでもあります。3点目、平成26年度から農

地中間管理事業というのが始まっていますが、平成30年、31年に向けて見直し、検証がされるということでもあります。

この管理事業ですが、所有権移転の比率が高い北海道農業と実態とは、かけ離れている内容となっております。事務的な部分についても、すごく煩雑な内容となっております。その辺を含めまして、真に有効的な農地の集積の支援策となるように、政策の継続性、安定性を図る観点から制度の改正を求める活動も北海道農業会議・地方連とも連携して取り組んでいかなければならないと思っております。

14ページに移っていただきまして、4点目農業振興に対する提言という部分であります。必要に応じて提言活動を行っていくということですが、平成29年度においても、振興農政の方で4回ほど会議、検討を進めてまいりました。農地委員会の方にも、政策的な展開、農地の展開についてお願いする部分がこれから出てくると思います。いずれにいたしましても、各委員会・各専門委員会の活動を行いながら、この課題に対する展開をしていきたいと思っております。

16ページに移っていただきたいと思っております。重点活動目標の設定の中で4点の重要課題をどのように取り組んでいくのか、重点目標の内容ということで記載しておりますが、そういう課題に向き合う体制の強化ということでございます。担い手対策や農地の利用集積、また農業所得の確保と経営の安定など、様々な課題が山積しているということでございます。先ほど申し上げましたけども、本体の農業委員会総会とその前段で、各専門委員会がございまして、専門委員会で議論を重ねながら、そうした4つの大きな課題に取り組んでいければと思っております。2つ目として、担い手、新規就農者及び農業後継者の育成・確保対策について、まず個々の経営確立に向けた指導・助言ということですが、今の経営体については、一個人経営体がほとんどですが、そうした部分で法人化への誘導が必要なところは検討していきながら、農地が余ってくる部分を担い手に集積するということは、一経営体・個人経営体の中も大規模20haから25haといった経営に移り変わっていくと思っております。そうした、支援への指導や助言、また農業後継者の育成は本町の基幹産業でもある水稻を中心とする農業を維持する上で大変重要な課題と考えております。そうした支援対策の方も振興農政・農地委員会の方でも議論しながら進めていけたらと思っております。

17ページの方に移っていただいて3つ目であります、食糧・

農業・農村基本計画、日EU・EPA等国際交渉問題に向けての取り組みについてとありますが、先ほどから触れておりますが、これについては今後も政府の動向を見極めながら政府の国民への情報提供と国民議論を行うとともに、そうした要望を農業会議系統組織とともに取り組んでまいりたいと思います。4つ目です。農地流動化対策の機能充実と遊休農地対策の強化についてでございます。町の方で「人・農地プラン」を作成していますが、なかなか「人・農地プラン」の本来の目的までは達していないという現状かと思っております、「人・農地プラン」というのは地域の中で話し合いをしながら農地の集積をうまく進めていくということですが、農地がこれから5年、10年の間に余ってきた農地をどんな風を集積していくかということ、農地専門委員会等に機能していただきながら進めていければと思います。5番目ですが、農業委員会の活動の公表。6番目18ページの農業者年金の加入の推進。その他で国の農地集積対策、農地中間管理事業等になりますが、そうした部分の改正に係る部分、あるいは基盤整備に対する要望等を他機関とともに連携して取り進めていきたいと思っております。

大きくは昨年度と変わっておりませんが、事務局の方から提案させていただいたとおり、大きく4点5点の課題がありますので、それに向けて一歩でも近づけるように、活動を進めてまいりたいと、ご提案をさせていただきますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありましたが、ご意見やご質問はありませんか。

13番  
(西元委員)

中間管理機構の見直しの話がでていましたが、タイムスケジュール的にはどのような形で我々にも意見や要望となるのか。

事務局  
(谷口局長)

北海道については、農業公社の方が窓口となっておりますが、見直しの関係で2か月くらい前に公社の職員が来て、町村を周りながら改善した方が良い点を聞き取りしていたのですが、改めて文書で各農業委員会に意見要望するという文書は流れてきてはおりませんが、いずれかそういった文書が流れてきたら、皆さんの方にもご意見を聴きたいと思っておりますし、次の総会の時でも、こういう風に変えるべきだとありましたら、申し出ていただければ、農業委員会からの意見として伝えたいと思っておりますので、ご

理解いただければと思います。以上です。

**1 2 番**  
(椿委員)

今の関連した問題かもしれませんが、農地が担い手の方に移動してきて、面積がだんだん大きくなりますよね。そうした時にどうしても使えない農地って出てきますよね。田んぼであれば小さかったり、借りても採算に合わないことが現状でもあると思うのですが、そこは遊休地を無くするという意味では、耕作しなくてはならないと、法令上あるかもしれないが、その辺は、遊休地にしても良いのではないかと、個人的には思っているのですが、その辺、検討・議論していく必要があるのではないかと考えています。

**事務局**  
(谷口局長)

中間管理事業の件を含めて、椿委員からありましたが、遊休農地化、効率の悪い農地についての扱いをこれからいろんな部分での対策を考えていかなければならないという意見だったと思うのですが、もちろん中間管理事業がそれを受けて、そこを農地に戻して貸せるという形にすれば良いのですが、今おっしゃったとおり、北海道の公社はそこまで担っていないというのが現状。国会議員の要請の中にも盛り込まれていましたが、その部分についてもしっかりと改善できるような形で考えていただきたいということと、北海道は所有権移転が中心になっていますので、その辺についても農地を直して売るとか、そういう部分についても検討していただきたいということで、要請活動は行って来ておりますので、そちらの方がしっかりと取り組みやすくなれば、椿委員が言ったような遊休農地化された部分についても直して貸したり、売ったり出来るようになる可能性はありますが、全部が全部いけるとは限りませんので、これは農地を守るという1つの目的と、椿委員が言ったように逆にコストがかかってしまうようであれば、非常に難しい問題ですが、これからいろんな農地が余ってきた時に、そのケースで皆さんで考えながら検討していくしかないと思っていますので、今の時点では要請活動しながら蘭越としてのケースを考えながら対応をしていくということでご理解いただければと思います。以上です。

**1 3 番**  
(西元委員)

中間管理機構の現状制度の中で、例えばの話ですが、離農するので一括で中間管理に預けました。そして、当初一括で借り受けた人がいます。今、椿委員が言ったように条件が悪いのが中に入った場合、次の更新時期が来て、条件が悪いから借りることが

出来ない。といった場合には、地主さんとの協議の中で農地以外に出来ないのかと。あくまでも、地主さんとの協議の中で。

事務局  
(谷口局長)

その時点で農地以外に出来るかどうかということは、その農地の現状がどうなっているかで変わると思いますが。

13番  
(西元委員)

条件が悪くて、ちょっと借りている方としては3年間作ったが、次の更新では外してくれと。その場合、中間管理機構で困りますよね。その時に、何か出来ないのかなと思ひまして。条件が悪いから、農地から外すなど。

事務局  
(谷口局長)

その時の状況を見て判断、いろいろなケースが考えられるので、両者の中で、そこはもう賃貸契約から外したい。外したいという理由も何パターンか考えられる。それによってどういう選択をしていくかとなる。

議長

ほかにありませんでしょうか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第6号については、異議ないものとして決定し、関係機関にも参考資料として送付することとします。

日程第10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局  
(福岡係長)

報告第1号

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、平成30年7月30日提出。蘭越町農業委員長名。

平成30年6月15日付けで、〇〇番地〇 〇〇さんから、〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。



議 長

日程第11、報告第2号 7月5日の大雨に伴う農業関係の被害状況について、事務局から報告願います。

事務局  
(谷口局長)

報告第2号 7月5日の大雨に伴う農業関係の被害状況について、平成30年7月30日提出。蘭越町農業委員長名。口頭報告をさせていただきたいと思います。

7月5日の大雨に伴う農業被害ですが、担当課の方でも町内を周りまして、把握をさせていただきましたが、主に灌水被害が出ております、戸数は26戸、水稻の灌水被害が14.7ha、畑作物の灌水被害10.6haとなっております。水稻につきましては、灌水したといっても、水田ですので被害額は見込んでおりません。畑作物については、麦・大豆・小豆・馬鈴薯・ソバ等、灌水、水に浸かったということで、試算であります、約400万円の被害額ということで、振興局の方に報告しております。26戸、25ha位の被害が出たということでございます。本州の方と比べると、そんなに大きな被害ではなかったのですが、この程度の被害が出ているということで報告させていただきました。以上です。

議 長

その他の報告について事務局から願います。

事務局  
(谷口局長)

私の方から数点報告させていただきます。

まず1点目ですけれども、山麓地区農業委員協議会研修会、前回の総会でも、皆さんにお配りしておりますけれども、8月10日、13:30から倶知安町で開催されますので、12:30分に役場前を出発としたいと思います。作業着と長靴持参で12:30分までに集まっていたいただきたいと思います。

それから、本日の総会終了後、振興農政専門委員会を開催したいと思いますので、振興農政の委員の方は残っていただきたいと思います。

3点目、次回総会は8月30日(木)13:30から総会を開催したいと思います。一点提案ですが、総会終了後、農作物の作柄視察を今年も出来ればと思っております。会長とも話していますが、今年は農作物の生育の遅れが出ているということなので、もう少し様子を見ながら、出来れば8月の総会に合わせて周りたいたいですが、ちょっと時期が早いのかなということであれば、9月に単独で行うことも、頭に入れておりますので、その判断を会長、代理、事務局の方に一任していただきたいと思います。その点について、

一つお願いいたします。その他の報告については以上です。

議 長

以上で報告を終わらせていただきますが、皆さんの方からご意見・質疑等ございませんか。

10番  
(杉本委員)

作況の状況を教えてください。

事務局  
(谷口局長)

総会が始まる前に、菅原指導員へ聞いたのですが、水稻については、冷害危険期はほぼ過ぎたと。ただ、分けつが進んでいけませんので、収量が落ちるのは間違いないということと、あと分けつがまばらになってくるので品質の低下が懸念されるということを菅原指導員がまとめておりました。遅れというのは、3日程度ということですが、普及センターの情報が7月15日の情報で水稻が平年より3日遅れ、小麦については生育は平年並みと言われています。馬鈴薯は平年より3日遅れ、大豆が4日遅れ、小豆については5日遅れと普及センターの方から、これが7月15日ですが、情報が流れてきています。

議 長

以上で、報告を終わります。

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて第14回農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時40分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印